

# 指定ごみ袋運搬業務仕様書

## 1 目的

本業務は、受注者が大崎地域広域行政事務組合指定ごみ袋を製造業者から入庫を受け、適正に保管するとともに、指定ごみ袋取扱店へ運搬することを目的とする。

## 2 運搬物品

- ①燃やせるごみ指定袋 (段ボール箱) 約 14 kg / 1 箱
- ②燃やせるごみ指定小袋 (段ボール箱) 約 10 kg / 1 箱
- ③プラスチック専用袋 (段ボール箱) 約 16 kg / 1 箱

## 3 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

## 4 見積方法

1箱当たりの単価(税抜)【保管・搬送料を含む】

## 5 契約方法

1箱当たりの単価契約とする。

## 6 運搬箇所

大崎管内のごみ袋取扱小売店(令和7年1月1日現在)

大崎市古川地区	112店舗	色麻町	12店舗
三本木地区	10店舗	加美町中新田地区	32店舗
岩出山地区	19店舗	小野田地区	15店舗
鳴子温泉地区	23店舗	宮崎地区	11店舗
田尻地区	13店舗	涌谷町	24店舗
鹿島台地区	18店舗	美里町小牛田地区	23店舗
松山地区	8店舗	南郷地区	8店舗

1市4町 合計328店舗 なお、取扱小売店は多少増減することがあります。

## 7 危険負担

保管、運搬中に生じた物品の亡失、毀損等はすべて受注者の負担とする。また、誤配達等は受注者の責任において適正に処理すること。

## 8 保管場所

約2,000箱の保管場所を確保すること。【3種類の袋を確実に保管できること。】

## 9 納品書の発行

物品を「取扱店」に運搬する際に、納品書を発行すること。

## 10 疑義決定

この仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合、互いに協議して定めるものとする。

11 年間運搬予定箱数

16, 278箱 ※数量を保証するものではない。

12 支払方法

毎月払い

13 長期継続契約

(1) 本業務は長期継続契約であるため、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、協議して定めるものとする。

14 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。